第 36 回防火管理検討会議事録（案）

1. **日　　時**：　2026 年 10 月 13 日（火）　10 時 00 分～12 時 00 分
2. **場　　所**：　一般社団法人 日本電気協会　C 会議室（Web 併用会議）
3. **出 席 者**（敬称略，順不同）

出 席 委 員：永田主査(東京電力 HD)，刀根(日本原電)，越膳(電源開発)，
窪田(四国電力)，川辺(北海道電力)，鈴木(消防大学校)，時岡(中国電力)，
鶴田(元秋田県立大学)，村島(原子力安全推進協会)，村松(中部電力)
(計10名)

代理出席者：宮下(関西電力，香川副主査代理)，小神(東北電力，阿部委員代理)，
蘭(九州電力，橋本委員代理)，長森(北陸電力，吉岡委員代理)　(計 4名)

欠 席 委 員：なし　(計 0名)

常時参加者：高田(東京電力 HD)　(計 1名)

説　明　者：なし　(計 0名)

オブザーバ：なし　(計 0名)

事　務　局：伊藤(日本電気協会)　(計 1名)

4. **配布資料**

資料 No.36(1)-1　防火管理検討会委員名簿
資料 No.36(1)-2　防火管理検討会委員名簿（日程調整）
資料 No.36(2)　　第 35 回防火管理検討会 議事録（案）
資料 No.36(3)-1　JEAG 改定ニーズ　アンケート集約結果
資料 No.36(3)-2　JEAG4103 の定期見直しに係る検討結果（案）
資料 No.36(3)-2-1（添付資料 1）原子力規制検査 火災防護検査指摘事項一覧
資料 No.36(3)-2-2（添付資料 2）国内外の原子炉施設における火災一覧
資料 No.36(3)-2-3（添付資料 3）国内外の規格類改定一覧
資料 No.36(3)-3　JEAG4103 次回改定に向けた防火管理検討会スケジュール（案）

5. **議　　事**

事務局より，本検討会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後，永田主査より開催の挨拶があり，その後議事が進められた。

(1) 代理出席者，委員定足数，常時参加者，説明者，オブザーバ，配布資料の確認

事務局より，代理出席者 4 名の紹介があり，各代理出席者より挨拶があった。委員出席者数は 14 名である旨報告があり，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項の決議条件の委員総数の 3 分の 2 以上の出席者数を満たしていることが確認された。常時参加者 1 名の紹介の後，配布資料の確認があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より，資料 No.36(2)に基づき前回議事録の紹介があり，正式議事録とすることについて，分科会規約第 13 条(検討会)第 15 項に基づき決議の結果，特にコメントはなく，出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(3) 改定後の運用確認と次回改定に向けた課題確認及び JEAG4103 次回改定に向けた防火管理検討会スケジュール（審議）

a. JEAG 改定ニーズ　アンケート集約結果

永田主査より，資料 No.36(3)-1 JEAG4103 の改定ニーズ確認結果では，事前の改定ニーズとしてはないことを確認している一方で，8 月 25 日の話なので，これも参考に以降の議論を進めるとの説明があった。

b. JEAG4103 の定期見直しに係る検討結果

永田主査より，資料 No.36(3)-2 に基づき JEAG4103 の定期見直しに係る検討結果について説明があった。また，各委員からの補足説明があった。

添付資料 1（原子力規制検査 火災防護検査指摘事項一覧）に関する主なご意見・コメントは下記のとおり。

・ No.35（女川）：火災防護対象機器等に対する系統分離（設備側）の指摘案件。
・ No.36（女川）：手順の話ではなく，決めるべきことをしていなかった案件。
・ No.37（泊）：代替措置，保障措置が 6 日間できていない状態にしてしまった案件。
・ NO.38（川内）：高圧系，高圧注入系の弁を火災防護対象として系統分離するべきとの指摘案件。

＜総括＞

→ 総じて JEAG4103 の運用に影響する案件ではないこと，及び規格に対して過不足や火災防護計画作成における運用上の困りごとがないことを確認した。

添付資料 2（国内外の原子炉施設における火災一覧）に関する主なご意見・コメントは下記のとおり。

・ 発電所で緊急時対応をする時の支障になるところに協力企業のエリア等があれば，当該エリアは火災に対してかなり注意がいると思われる。
　→消防計画は発電所とそれ以外で切り分けているが，現状は発電所と同じような管理をしていることもあり，対外的には全て発電所の火災と認知されるのが実態。

＜総括＞

→ ニューシアの火災件名（No.14086～14123）や委員からの意見を踏まえても，規格に影響する案件がないことを確認した。

添付資料 3（国内外の規格類改定一覧）に関して，永田主査より，下記の説明があった。

・ 前回規格を改定した 2021 年の時に制定されていなかった IAEA のガイドライン 2 件（No.15 の IAEA 安全基準（SSG-64(2021 年)）及び No.16 の IAEA 安全基準（SSG-77(2022 年)）が制定された。
・ 前回ドラフトの段階で確認していたところもあるが大きな差異はなく，結論としては，新たに要求されている事項はないことを確認している。
・ 具体的には，可燃物管理，着火源管理，消防訓練等の火災防護要求は JEAG4103 の火災予防に含有されており，ハウスキーピング，仮置き管理，設備劣化管理，火災予防活動は JEAG4103 の可燃物管理，発火源管理，作業時の防火管理で読める。

本文（JEAG4103 の定期見直しに係る検討結果（案））に関して，永田主査より，下記の説明があった。

・ JEAG4103-2021 の改定から 5 年後の今，これまでの議論において改定する事項はなく改定は不要と判断。本資料では，新たに 5 年後の 2031 年を定期見直しの目標（仮期限）として，年度の改定ニーズを見ながら検討していくこととしている。

c. JEAG4103 次回改定に向けた防火管理検討会スケジュール

永田主査より，資料 No.35(3)-3 に基づき次回改定に向けた防火管理検討会スケジュール（案）について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

・ 新規制基準に適合したプラントが動き出した時に色々と見直しが出てくることや，今後，海外の炉型を国内に導入するようなことがあると少し考え方が変わってくるのではないか。
  →中越沖地震での変圧器火災を消せる技術レベルを標準として，自衛消防隊の消火能力を定めているため，炉型に依存するようなところまで規格は踏み込んでいないと認識している。
・ 廃炉が増えていく（火災防護すべき範囲が減っていく）中で，規制や地元と議論しておかないと，過剰な投資となりコストが厳しくならないか。
  →JEAG4103 としては，原子力発電所のプラントを考慮しつつ，公設消防と連携する基本コンセプトは変わらない。
・ 最近の海外の原子力発電所では，人間にとって過酷な環境でリチウムイオン電池のロボットが動き回っていて，これが着火源にもなり得る。
  →人に対するリスクは減るが，着火源になることは気を付けるべき事項である。
・ 働き方改革で無理をさせないということがあって，消防も無理をせず，必要がなければ消火しない。
  →中越沖のように，燃え尽きるまで待っていると怒られたのは事実だが，標準なので，そのような戦略を伝え対外的に握っておけるならそれもありだとは思う。火災モードの標準化は各社の中でも温度差があり，規格を通じてより良い共通言語にできたらとは思う。

＜総括＞

→ 火災事例も含め公設消防と握っている改善事項があれば電力の中で標準として，JEAG4103 が網羅しているか否か，特異ケースを除き，電力として最低限満足できるような事例を整理することは有益である。

→ 管理区域内での消火手順，消火連携みたいなところは，訓練事例や想定事象を集めJEAG4103 の中で標準化できるか否かも含め，次回議論してもよい。

→ 情報を持っている方からの情報提供もお願いし，海外における新設プラントの火災防護等は，国内外火災知見の反映の中で確認していく。

→ プラントの運転中・運転外（廃止措置・建設・構内（その他）など）おける火災傾向の差については，火災事例にフラグを付ける等，意見交換の資料提供をする際の参考にしたい。

○ 特に異論がなかったので，資料 No.36(3)-2 JEAG4103 の定期見直しに係る検討結果（案），及び資料 No.36(3)-3 JEAG4103 次回改定に向けた防火管理検討会スケジュール（案）に加え，次回の検討会は 1 年後を目途に来年上期に開催することについて，分科会規約第 12 条（決議）第 4 項に基づき挙手にて決議の結果，特にコメントはなく，出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(4) その他（副主査指名の主査一任について）

運転・保守分科会（10/22 開催予定）で代理出席の方々が委員に選任された後，防火管理検討会として，関西電力の宮下委員に副主査をお願いすることを主査に一任することとなった。分科会後，主査よりメールで委員に周知する。

→ 運転・保守分科会（10/22 開催）において防火管理検討会の委員交代が可決されたことを受け，各委員に対し，永田主査より宮下委員を副主査に指名する旨の周知があった（11/17）。

以　上